



「貨物貿易外貨管理改革試行手引操作規程（銀行、企業版）
及び改革試行関連事項の通知」の仮訳

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局关于下发《货物贸易外汇管理试点指引操作規程（銀行、企業版）》及改革试点有关事项的通知 汇发[2011]40号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定銀行：</p> <p>根据《国家外汇管理局 国家税务总局 海关总署关于货物贸易外汇管理制度改革试点的公告》（国家外汇管理局公告2011年第2号），自2011年12月1日起，在部分地区进行货物贸易外汇管理制度改革（以下简称贸易外汇改革）试点。为积极有序推进贸易外汇改革试点工作，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、自2011年12月1日起，在国家外汇管理局江苏、山东、湖北、浙江（不含宁波）、福建（不含厦门）省分局以及大连、青岛市分局所辖地区（以下简称试点地区）进行贸易外汇改革试点。试点地区銀行、企業按照《货物贸易外汇管理试点指引》及其实施细则（以下简称试点法规）办理贸易外汇收支，非试点地区按照现行规定办理贸易外汇收支。</p> <p>为规范试点业务操作，国家外汇管理局根据试点法规制定了《货物贸易外汇管理试点指引操作規程（銀行、企業版）》（以下简称《操作規程》，见附件1），自试点之日起施行。</p> <p>二、自试点之日起，试点地区銀行暂停试点地</p>	<p>国家外貨管理局による「貨物貿易外貨管理試行手引操作規程（銀行、企業版）」の配布及び改革試行関連事項の通知 匯発[2011]40号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外貨指定銀行：</p> <p>「国家外貨管理局・国家稅務總局・稅關總署による貨物貿易外貨管理制度改革試行公告」（国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号）に基づき、2011 年 12 月 1 日より、一部の地区において貨物貿易外貨管理制度改革（以下「貿易外貨改革」と略）を試行する。貿易外貨改革試行を積極的且つ順調に推進するため、関連事項を以下に通知する：</p> <p>一、2011 年 12 月 1 日より、国家外貨管理局江蘇、山東、湖北、浙江（寧波は含まず）、福建（アモイは含まず）省分局および大連、青島市分局の所轄地区（以下「パイロット地域」と略）で貨物貿易外貨改革を試行する。パイロット地域の銀行、企業は、「貨物貿易外貨管理試行手引」及びその実施細則（以下「試行規定」と略）に基づき貨物貿易の外貨受取・支払業務を行う。非パイロット地域は、現行規定に基づき外貨受取・支払業務を行う。</p> <p>試行業務操作の規範化のため、国家外貨管理局は「試行規定」に基づき、「貨物貿易外貨管理試行手引操作規程（銀行、企業版）」（以下「操作規程」と略、添付 1 を参照）を制定した。同「操作規程」は試行日より施行される。</p> <p>二、試行日より、パイロット地域の銀行は、パ</p>



区企业预付货款信息核对和录入及延期收款和延期付款注销登记等手续。非试点地区企业、银行、国家外汇管理局分支局（以下简称外汇局）仍按现行贸易信贷登记管理规定办理相关业务。

三、试点期间，对于异地办理的贸易外汇收支业务，银行应当要求企业说明其名录及分类等情况，并按以下规定办理：

（一）试点地区的B、C类企业在非试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，企业应当到所在地外汇局逐笔登记，银行凭企业所在地外汇局出具的《货物贸易外汇业务登记表》（以下简称《登记表》）办理。

试点地区的A类企业在非试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，银行应当按非试点地区现行出口收汇有关规定和A类进口企业适用措施办理。

对于不在“贸易外汇收支企业名录”内的试点地区企业，试点和非试点地区银行不得直接为其办理贸易外汇收支业务。

（二）非试点地区按照《货物贸易进口付汇管理暂行办法》及相关规定核定的B、C类进口企业和不在“进口单位付汇名录”内的进口企业，在试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，企业应当到所在地外汇局逐笔登记，银行凭企业所在地外汇局出具的《登记表》办理。

イロット地域企業による前払情報の照合確認・入力および延払、ユーザンスの登記・取消手続を一時的に中止する。非パイロット地域企業、銀行、国家外貨管理局分支局（以下「外管局」と略）は、現行の貿易与信登記管理規定に基づき関連業務を行う。

三、試行期間中に、企業が登録地以外の地区で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は企業にリストへの登録状況および企業分類状況の説明を要求し、以下規定に基づき関連業務を取扱う：

（一）パイロット地域のB、C類企業が非パイロット地域銀行で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、所在地外管局へ当該業務を都度登記しなければならない。銀行は、企業所在地の外管局により発行された「貨物貿易外貨業務登记表」（以下「登记表」と略）を証憑にして業務を取扱う。

パイロット地域のA類企業が非パイロット地域銀行で外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は非パイロット地域の現行輸出外貨受取関連規定およびA類輸入企業に適用する措置に基づき業務を取扱う。

「貿易外貨受取・支払企業リスト」に登録されていない企業に対し、パイロット地域と非パイロット地域の銀行は当該企業のために直接外貨受取・支払業務を取扱ってはならない。

（二）非パイロット地域で「貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法」および関連規定に基づき認定されたB、C類輸入企業、「輸入企業外貨支払リスト」に登録されていない輸入企業がパイロット地域の銀行で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、当該企業は、所在地の外管局へ業務を都度登記しなければならない。銀行は、企業所在地の外管局により発行された「登记表」を証憑にして業務を取扱う。



非试点地区的其他企业在试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，银行应当按试点地区A类企业适用措施办理。

（三）对于上述应凭《登记表》办理的业务，银行审核纸质《登记表》后，应在《登记表》上签注收付款金额、日期并加盖业务印章，无需登录相关系统核实或签注《登记表》电子信息。

（四）试点地区企业在非试点地区银行办理贸易信贷业务时，非试点地区银行无需为其办理预付货款信息核对和录入及延期收款和延期付款注销登记等手续；非试点地区企业在试点地区银行办理贸易信贷业务时，试点地区银行应按照现行贸易信贷登记管理规定办理。

四、自试点之日起，试点地区暂停使用贸易收付汇核查系统、出口收结汇联网核查系统、中国电子口岸-进口付汇系统，上线运行货物贸易外汇监测系统（以下简称监测系统）。

五、银行应认真学习贸易外汇改革相关政策，在试点前配合外汇局做好试点地区分支机构的培训工作，并按照以下要求做好监测系统的上线准备和系统接入工作：

（一）银行和企业用户通过国家外汇管理局应用服务平台（以下简称应用服务平台）访问监测系统，具体访问渠道为：

非パイロット地域のその他の企業がパイロット地域の銀行で外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は、パイロット地域A類企業に適用する措置に基づき業務を取扱う。

（三）上記の「登記表」を持参し取扱う業務に対し、銀行は、紙ベースの「登記表」を審査した後、「登記表」に受取・支払金額、日付を注記し、業務印を捺印しなければならないが、関連システムへのログインによる当該情報の確認、または「登記表」電子データへの注記は必要としない。

（四）パイロット地域の企業が非パイロット地域銀行で貿易与信業務を申請する場合、非試行パイロット地域の銀行は、当該企業のために貨物代金の前払情報の照合確認・入力および、延払、ユーザンスの登記・取消等手続を行う必要はない。非パイロット地域の企業がパイロット地域の銀行で貿易与信業務を行う場合、パイロット地域銀行は、現行貿易与信登記管理規定に基づき当該業務を取扱う。

四、試行日より、パイロット地域において、貿易外貨受取・支払照合審査システム、輸出外貨受取・人民元転照合審査システム、中国電子口岸・輸入外貨支払システムの使用を一時的に中止し、貨物貿易外貨モニタリングシステム（以下「モニタリングシステム」と略）に切替える。

五、銀行は貿易外貨改革関連の政策について真剣に学習し、試行前に外管局と協力しパイロット地域の分支機構のトレーニング業務に取り組み、以下の要求に基づきモニタリングシステムの投入準備とシステム接続業務に取り組む：

（一）銀行と企業ユーザーは国家外貨管理局のサービスプラットフォーム（以下「サービスプラットフォーム」と略）を通し、モニタリングシステムにアクセスすること、具体的なアクセスルートは：



ユーザー タイプ	网络连接方 式	访问地址	アカウン トタイプ	インターネッ ト接続方法	アクセスサイト
銀行	外部机构接 入网	http://asone.saf e:9101/asone/	銀行	外部機構より 直接接続	http://asone.saf e:9101/asone/
企業	互联网	http://asone.saf esvc.gov.cn/as one	企業	インターネッ ト	http://asone.saf esvc.gov.cn/as one

(二) 试点地区銀行应于2011年11月7日至11月25日期间完成辖内銀行网点的网络连通、客户端环境设置、用户管理、权限分配和访问测试等工作，确保办理货物贸易外汇业务的銀行网点能够通过应用服务平台访问监测系统（銀行版）。銀行网络连通和系统访问设置的具体操作说明，详见《货物贸易外汇监测系统（銀行版）访问设置手册》（见附件2）。

(三) 截止2011年10月31日已办理金融机构标识码赋码的试点地区銀行网点，未应用服务平台开户的，自2011年11月7日起在应用服务平台自动开户并开通“货物贸易外汇网上业务”，此类銀行网点应向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户（ba）的初始密码；已在应用服务平台开户的，自2011年11月7日起自动开通“货物贸易外汇网上业务”，其业务管理员和业务操作员密码不变，其中已具有贸易收付汇核查系统（銀行版）访问权限的业务操作员自动获得监测系统（銀行版）访问权限。

(四) 2011年11月1日后办理金融机构标识码赋

(二) パイロット地域の銀行は2011年11月7日から11月25日の期間中に所管する銀行拠点のネットワーク接続を完成させ、顧客サイドの環境設定、ユーザー管理、権限分配とアクセステストなどを行い、貨物貿易外貨業務を取扱う銀行拠点はサービスプラットフォームを通してモニタリングシステム（銀行版）にアクセスできることを確保すること。
銀行のネットワーク接続とシステムアクセス設定の具体的な操作説明の詳細については、「貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）アクセスセッティング手引」を参照すること。（添付2を参照）

(三) 2011年10月31日までに金融機構識別IDを取得したパイロット地域の銀行は、サービスプラットフォームのアカウントを開設していない場合は、2011年11月7日よりサービスプラットフォームのアカウント自動開設を利用し、「貨物貿易外貨インターネット業務」を開通し、当該銀行拠点は本店もしくは本店を通し外管局に管理者アカウント（ba）の初期設定パスワードを取得する。既にサービスプラットフォームのアカウントを開設した場合は2011年11月7日より自動的に「貨物貿易外貨インターネット業務」が開通され、当該業務の管理者と業務操作員のパスワードは同一であり、そのうち、貿易外貨受取・支払照合システム（銀行版）にアクセス権限を有する業務操作員は自動的にモニタリングシステム（銀行版）へのアクセス権限を取得できる。

(四) 2011年11月1日以降に金融機構認識ID



<p>码的试点地区银行网点，如需办理货物贸易外汇业务，应向所在地外汇局申请开通“货物贸易外汇网上业务”，并向其总行或通过其总行向国家外汇管理局获取业务管理员用户（ba）的初始密码。</p>	<p>を取得した試行地域銀行拠点で、貨物貿易外貨業務を取り扱う場合、所在地の外管局に「貨物貿易外貨インターネット業務」のアクセスを申請し、本店にもしくは本店を通じて国家外貨管理局に業務管理者アカウント（ba）と初期設定のパスワードを取得しなければならない。</p>
<p>（五）2011年12月1日应用服务平台自动撤销试点地区银行网点已有的贸易收付汇核查系统（银行版）访问权限。</p>	<p>（五）2011年12月1日よりサービスプラットフォームではパイロット地域の銀行に既にある貿易外貨受取・支払照合システム（銀行版）へのアクセス権限が自動的に取消される。</p>
<p>各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发下属分支机构。各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发所辖地方性商业银行、外资银行。在政策执行和监测系统推广过程中如遇问题，请及时向所在地外汇局反馈。</p>	<p>各中資外貨指定銀行は本通知の受領後、傘下の分・支機構に転送すること。各分局、外貨管理部は本通知受領後、所轄の地域性商業銀行、外資銀行に速やかに転送すること。政策執行とモニタリングシステムを推進する過程に問題があれば、所在地の外管局にフィードバックすること。</p>
<p>业务咨询电话：010-68402546 监测系统支持电话：010-68402214 银行网络连通咨询电话：010-68402022 应用服务平台咨询电话：010-68402141</p>	<p>業務についての問い合わせ：010-68402546 モニタリングシステムサポート：010-68402214 銀行ネットワーク接続の問い合わせ：010-68402022 サービスプラットフォームの問い合わせ：010-68402141</p>
<p>特此通知。</p>	<p>特にここに通知する。</p>
<p>附件： 1. 《货物贸易外汇管理试点指引操作规程（银行、企业版）》 2. 《货物贸易外汇监测系统（银行版）访问设置手册》</p>	<p>添付： 1. 「貨物貿易外貨管理局試行手引操作プロセス（銀行、企業版）」 2. 「貨物貿易外貨モニタリングシステム（銀行版）アクセスセッティング手引」</p>
<p>二〇一一年十月二十一日</p>	<p>二〇一一年十月二十一日</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 企画部調査課
三菱東京UFJ銀行 国際業務部】



- 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。